

議 会 運 営 委 員 会

令和6年3月21日（木）

午前9時30分

第2委員会室

議 題

- 1 令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会の運営について
- 2 5月臨時会、6月定例会の日程について
- 3 オンライン委員会に係る条例等の規定の整備について
- 4 尾張旭市議会BCPについて
- 5 その他

配付資料一覧

【議題1 資料】

- 1 議案の概要
- 2 議事日程（案）最終日
- 3 討論通告一覧
- 4 令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会 議案等審査付託表
- 5 委員会提案第1号 尾張旭市議会基本条例の一部改正について
- 6 意見書案第1号 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書

【議題2 資料】

- 7 令和6年5月臨時会・6月定例会日程（案）

【議題3 資料】

- 8 尾張旭市議会委員会条例の一部を改正する条例（修正正副委員長案）
- 9 正副委員長案に係る各会派意見

【議題4 資料】

- 10 尾張旭市議会BCP（案）

【議題5 資料】

なし

議案の概要

1

1 追加議案（3件）

第31号議案 尾張旭市市税条例の一部改正について（税務課）

地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を図る。
施行期日 公布の日

第32号議案 高規格救急自動車の取得について（消防総務課）

高規格救急自動車を取得するため、尾張旭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

同意案第4号 固定資産評価員の選任について（人事課）

令和6年3月31日で固定資産評価員を辞職する 三浦 明 総務部長の後任として、市職員 松原 芳宣 を新たに選任するため、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

議会運営委員長報告

第 1 諸報告

議長報告

第 2 委員会の所管事務調査報告の件

議会運営委員会

第 3 委員長報告及び報告に対する質疑

(1) 予算決算特別委員会

(2) 福祉文教委員会

(3) 都市環境委員会

(4) 総務委員会

第 4 付託議案等の討論、採決

第 5 第31号議案及び第32号議案

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

第 6 同意案第4号

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

第 7 委員会提案第1号及び委員会提案第2号

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

第 8 意見書案第1号

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

第 9 議員派遣の件

令和6年第1回（3月）尾張旭市議会定例会

討論通告一覧

議案等番号	通 告 者	反対又は賛成の別
第5号議案	川村 つよし	反対
第5号議案	安田 吉宏	賛成
第6号議案	榊原 利宏	反対
第6号議案	勝股 修二	反対
第10号議案	榊原 利宏	反対
第17号議案	榊原 利宏	反対
第23号議案	榊原 利宏	反対
陳情第1号	榊原 利宏	反対

○ 総務委員会

議案番号	件名
第31号議案	尾張旭市市税条例の一部改正について
第32号議案	高規格救急自動車の取得について

委員会提案第1号

尾張旭市議会基本条例の一部改正について

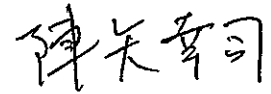
上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び尾張旭市議会
会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和6年3月22日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

議会運営委員長



提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市議会基本条例の検証及び見直しに伴い、所要の整備を図る
ため必要があるからである。

尾張旭市議会基本条例の一部を改正する条例

尾張旭市議会基本条例（平成30年条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 議会改革（第16条・第17条）</p> <p>第8章 政務活動費（第18条）</p> <p>第9章 議会機能の充実強化（第19条— 第21条）</p> <p>第10章 議員の政治倫理（第22条—第 24条）</p> <p>第11章 災害時の対応（第25条）</p> <p>第12章 検証及び見直し（第26条）</p> <p>第13章 委任（第27条）</p> <p>附則</p> <p>（会派）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 会派は、次に掲げる役割を果たすものと する。</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 議会改革（第16条_____）</p> <p>第8章 政務活動費（第17条）</p> <p>第9章 議会機能の充実強化（第18条— 第20条）</p> <p>第10章 議員の政治倫理（第21条—第 23条）</p> <p>第11章 災害時の対応（第24条）</p> <p>第12章 検証及び見直し（第25条）</p> <p>第13章 委任（第26条）</p> <p>附則</p> <p>（会派）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 会派は、次に掲げる役割を果たすものと する。</p>

(1)・(2) (略)

(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めること。

(議会報告会・意見交換会)

第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を開催する

_____。

第10条 議会審議において、議員と市長等は、次に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

(2) (略)

(議決事件の拡大)

第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。

2 (略)

第16条 (略)

(議会のあり方検討会の設置)

第17条 議会は、議会のあり方及び課題について研究し、改善策及び解決策について

(1)・(2) (略)

(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、_____効果的な議会運営に努めること。

(議会報告会・意見交換会)

第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を通して説明責任を果たすとともに、市民の声を議会活動に反映するものとする。

第10条 議会審議において、議員と市長等は、次に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式を基本とする_____。

(2) (略)

(議決事件の拡大)

第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により必要に応じて議決事件の追加を検討するものとする。

2 (略)

第16条 (略)

2 議会は、前項の規定による取組を行うため、議会改革を推進する組織を設置することができる。

協議・検討するため、議会のあり方検討会
を設置することができる。

(政務活動費に関する透明性の確保)

第18条 (略)

(議会事務局の体制)

第19条 (略)

(議会図書の充実)

第20条 (略)

(議員研修)

第21条 (略)

第22条 (略)

(議員定数)

第23条 (略)

(議員報酬)

第24条 (略)

(災害時の議会対応)

第25条 (略)

第26条 (略)

第27条 (略)

(政務活動費に関する透明性の確保)

第17条 (略)

(議会事務局の体制)

第18条 (略)

(議会図書の充実)

第19条 (略)

(議員研修)

第20条 (略)

第21条 (略)

(議員定数)

第22条 (略)

(議員報酬)

第23条 (略)

(災害時の議会対応)

第24条 (略)

第25条 (略)

第26条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー(循環経済)の一層の推進を 求める意見書

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、2000年に制定された。我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会」であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献し得るものである。

実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取組を進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業をいかした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

このように、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題解決とともに、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。以上の観点から政府に対して、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー(循環経済)の一層の推進のために、以下の事項についての特段の取組を求める。

記

- 1 地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜糞尿、下水汚泥、紙おむつ等の、地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。
- 2 自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。
- 3 製品の長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といったライフスタイルに係る地域住民・消費者の意識変革や行動変容を促す、携帯アプリ等を活用した新たなサービスの創出等、自治体と民間団体の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

尾張旭市議会議員 丸山幸子

環境大臣、経済産業大臣 殿

令和6年5月臨時会・6月定例会日程（案）

月日		議会日程案	行事予定
4月26日	金		瀬戸旭看護専門学校組合例月出納検査 愛知県都市監査委員会定期総会
4月27日	土		
4月28日	日		
4月29日	月	<昭和の日>	
4月30日	火	9:30 臨時会打合せ(副市長出席)	
5月1日	水		
5月2日	木		
5月3日	金	<憲法記念日>	
5月4日	土	<みどりの日>	
5月5日	日	<こどもの日>	
5月6日	月	<振替休日>	
5月7日	火		
5月8日	水		
5月9日	木	9:30 議会運営委員会(副市長出席)	
5月10日	金	招集告示	
5月11日	土		
5月12日	日		
5月13日	月		
5月14日	火		
5月15日	水		
5月16日	木		東海市長会通常総会
5月17日	金	9:30 臨時会(市長、副市長出席)	
5月18日	土		愛知県植樹祭

月日		議会日程案	行事予定
5月20日	月		
5月21日	火		10:00 商工会通常総代会
5月22日	水		13:00 全国市議会議長会定期総会 (13:00 シニアクラブ連合大会)
5月23日	木		13:00 市議会議員共済会代議員会
5月24日	金	9:30 定例会打合せ(副市長出席)	東海地区都市監査委員会総会・研修会
5月25日	土		
5月26日	日		
5月27日	月		14:00 尾張東部衛生組合議会臨時会
5月28日	火		14:00 例月出納検査、財政援助団体等監査
5月29日	水	請願・陳情受付締切(～正午)	14:00 公立陶生病院組合議会臨時会
5月30日	木	9:30 議会運営委員会(副市長出席)	
5月31日	金	招集告示 9:30 全員協議会(副市長出席)	14:00 瀬戸旭看護専門学校組合議会臨時会
6月1日	土		
6月2日	日		
6月3日	月	質問受付(9:00～17:00)	
6月4日	火	質問受付(9:00～17:00)・議案質疑(～17:00)	
6月5日	水		
6月6日	木	9:30 議会運営委員会	
6月7日	金	9:30 本会議(初日)(市長、副市長出席)	
6月8日	土		
6月9日	日		
6月10日	月		
6月11日	火		全国市長会議
6月12日	水		全国市長会議
6月13日	木	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)	
6月14日	金	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)	
6月15日	土		
6月16日	日		
6月17日	月	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)、予算決算委員会(全体会)(副市長出席)	
6月18日	火		
6月19日	水		(シルバー人材センター一定時総会)
6月20日	木	9:30 福祉文教委員会、予算決算委員会福祉文教分科会(副市長出席)	
6月21日	金	9:30 都市環境委員会、予算決算委員会都市環境分科会(副市長出席)	
6月22日	土		
6月23日	日		
6月24日	月	9:30 総務委員会、予算決算委員会総務分科会(副市長出席)	
6月25日	火	9:30 予算決算委員会(全体会)(副市長出席)	
6月26日	水	各派代表者会(予定) (討論通告期限・～正午)	
6月27日	木	9:30 議会運営委員会	
6月28日	金	9:30 本会議(最終日)(市長、副市長出席)	14:15 例月出納検査 外
6月29日	土		
6月30日	日		

尾張旭市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

尾張旭市議会委員会条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第24条 (略)</p>	<p>(委員会の開会方法の特例)</p> <p>第11条の2 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延による委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第54条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延による場合</u></p> <p>(2) <u>疾病、育児、看護、介護等のやむを得ない事由による場合</u></p> <p>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議</p>

<p>2 (略)</p> <p>(委員の除斥)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>長を経て、委員会にその旨を申し出なければ ならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>前項の場合において、委員でない紹介議員 及び請願者は、オンラインによる方法で委員 会に出席することができる。</u></p> <p>(委員の除斥)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 <u>前項の委員が、第11条の2第2項の規定 による届出をして、委員会に出席している ときは、当該委員は、前項ただし書の規定に よる発言をオンラインによる方法で行うこ とができる。</u></p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項の場合において、委員でない議員 は、オンラインによる方法で委員会に出席す ることができる。</u></p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>公述人は、オンラインによる方法で公聴会 に出席することができる。</u></p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2 <u>前項ただし書は、オンラインによる方法で 出席する公述人には準用しない。</u></p> <p>第62条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>参考人は、オンラインによる方法で委員会 に出席することができる。</u></p> <p>4 (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。

正副委員長案に係る各会派意見

会派名	意見等
市民クラブ	<p>■資料等</p> <p>>引用元 全国県議会議長会資料「オンライン委員会について 一開会に当たって留意すべき事項ー」より http://www.gichokai.gr.jp/topics/2022/220422/220422-3.pdf</p> <p>>参考 全国市議会議長会資料 全国市議会旬報（令和4年2月25日号） 「オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の改正に関する検討結果報告」より https://www.si-gichokai.jp/syun/r03/_icsFiles/afieldfile/2022/02/22/junpou21834_bessatsu.pdf</p> <p>■会派意見</p> <p>①開催イメージの共有が必要だと考える。</p> <p>パターンの整理 （引用）</p> <p>オンライン委員会における論点について検討する前に、委員会の構成メンバーである正副委員長や委員の出席状況により、その論点異なる部分もあることから、今回の検討に当たっては、次の表のようにAからCの三つのパターンに整理を行った。</p> <p>※添付画像①参照 （引用）</p> <p>○委員会の議事内容議案について執行部から説明、委員と執行部との質疑応答の後、討論、採決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【パターンA】は、正副委員長が委員会室におり、一部又は全委員がオンライン出席するハイブリッド型である。事由としては、一部又は全委員が、コロナの濃厚接触者と認定又は育児、介護などの理由により委員会室に行けないため、自宅等からオンラインで委員会に出席する場合である。 ・【パターンB】は、委員長又は正副委員長がオンライン出席し、一部又は全委員が委員会室にいるハイブリッド型である。

	<p>事由としては、委員長又は正副委員長等が、コロナの濃厚接触者と認定又は育児、介護などの理由により委員会室に行けないため、自宅等からオンラインで委員会に出席する場合である。</p> <p>・【パターンC】は、正副委員長及び全委員がオンライン出席する完全オンライン型である。</p> <p>事由としては、コロナ禍において、ほとんどの出席者が濃厚接触者と認定されたり、職員の集団感染により庁舎が閉鎖されたりする（※）などにより、出席者が委員会室に集まることが困難な場合である。</p> <p>②「オンライン委員会の意義」を反映するために「オンライン出席の事由」として「出産・子の看護・介護・ケガ入院」等を加えた内容を一考する必要があると考える。</p> <p>オンライン委員会の意義 (引用)</p> <p>議事堂に参集できないながらもオンラインであれば委員会に出席できる者に対してそれを認め、委員会審査への参加のハードルを低くしていくことも求められる改革である。多様な人材の議会への参画を促す方策の一つとしてオンライン委員会の活用を検討することは社会的意義がある。</p> <p>すなわち、オンライン委員会の活用は、委員会審査に出席したいが、コロナ禍における濃厚接触者や、育児、介護等の理由により委員会室に行けない委員が出席できるようになるという、議会における民主主義のデジタル化の重要な方策の一つである。</p>
<p>公明党 尾張旭市議団</p>	<p>修正案 (委員会の開会方法の特例)</p> <p>第11条の2 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第54条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>(1)大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延による場合 (2)疾病、育児、看護、介護等のやむを得ない事由による場合 (3)その他、委員長が特に必要と認める場合</p>

尾張旭市議会 B C P (業務継続計画)

令和6年 月

尾張旭市議会

目 次

第1 背景と目的
第2 議会BCPの発動基準
第3 災害等発生時の行動指針
1 議会	
2 議員	
3 市との連携・協力	
第4 尾張旭市議会災害対策本部
第5 災害等発生時の役割
1 議会の役割	
2 議長の役割	
3 議員の役割	
第6 行動基準(地震・風水害編)
1 対応段階	
2 各段階における行動基準	
(1) 予測期	
(2) 初動期	
ア 開庁時(本会議・委員会開会中)	
イ 開庁時(通常時)	
ウ 閉庁時(時間外・土日祝日)、[業務継続体制の流れ]	
(3) 応急期	

(4) 復旧期

3 安否確認方法

4 参集・活動時に係る留意事項

(1) 連絡方法

(2) 服装

(3) 携行品

(4) 交通手段

(5) 緊急措置

[議員の参集フロー]

5 災害情報等の収集等

6 議会防災訓練

7 災害用携帯ハンドブックの作成

第7 行動基準(感染症編)・ ・ ・ ・ ・

1 発生段階

2 段階に応じた行動基準

3 議員及び議会事務局職員が感染した場合

4 感染に係る情報公開

第8 その他・ ・ ・ ・ ・

第9 議会BCPの見直し・更新 ・ ・ ・ ・ ・

第10 各種様式・ ・ ・ ・ ・

第1 背景と目的

平成23年3月に発生した東日本大震災以降、国内各所で想定を超える巨大な地震や津波などが発生し、甚大な被害をもたらしている。また、本市においても、今後、発生が想定されている南海トラフ沿いで発生する大規模地震（南海トラフ地震）による甚大な被害が懸念されている。

過去に地震被災地域では、被災者救済、復旧に向け、補正予算などの専決処分が数多く行われ、二元代表制の一翼である議会の基本的機能が果たされなかったという経緯と教訓から、市が策定する防災計画やBCP以外に、議会独自のBCPの策定が必要となっている。

一方、令和2年3月には、世界保健機構（WHO）が世界的大流行を宣言した新型コロナウイルス感染症により、大規模災害に匹敵するほどの感染症による脅威が発生した。

このことから、大規模災害等が発生した非常事態でも、二元代表制としての議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた尾張旭市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

第2 議会BCPの発動基準

議会BCPの対象とする災害種別と発動基準を次表のとおりとする。

※ 尾張旭市地域防災計画に基づく尾張旭市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置される災害配備基準を概ね準用する。

災害種別	発動基準
風水害	① 市対策本部が第2非常配備〈警戒体制〉としたとき ② 市対策本部が第3非常配備としたとき
地震	① 市対策本部が第2非常配備〈警戒体制〉としたとき ② 市対策本部が第3非常配備としたとき ③ 尾張旭市で震度5弱以上の地震が観測されたとき
その他	上記自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、新型インフルエンザ等の感染症、大規模テロなどによる大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるとき

＜市非常配備基準（抜粋）＞

（風水害）

種別	配備時期
第2非常配備〈警戒体制〉	以下のいずれかに該当した場合 ① 尾張旭市に対して大雨・暴風・洪水の各警報、土砂災害警戒情報、大雨・暴風の各特別警報のうち、いずれかが発令され、市対策本部長が警戒体制に移行する必要があると認めた場合 ② その他市対策本部長が必要と認めた場合
第3非常配備	市内全域又は相当の地域に甚大な被害が発生又は発生すると予想され、市対策本部長が必要と認めた場合

（地震災害）

種別	配備時期
第2非常配備〈警戒体制〉	以下のいずれかに該当した場合 ① 「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、市対策本部長が必要と認めた場合 ② 尾張旭市で震度4又は長周期地震動階級3が観測され、被害の発生により市対策本部長が必要と認めた場合
第3非常配備	以下のいずれかに該当した場合 ① 「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、市対策本部長が必要と認めた場合 ② 尾張旭市で震度4又は長周期地震動階級3が観測され、市内全域又は相当の地域に甚大な被害が発生又は発生すると予想され、市対策本部長が必要と認めた場合

第3 災害等発生時の行動指針

1 議会

議会は、市内で災害等が発生した非常事態時においても議会の機能を停止させることなく、適性かつ公正に議会運営を行う。そのため、発災時から復旧に至るまでの様々なケースを想定し、審議・調査等を行える体制を整える。

2 議員

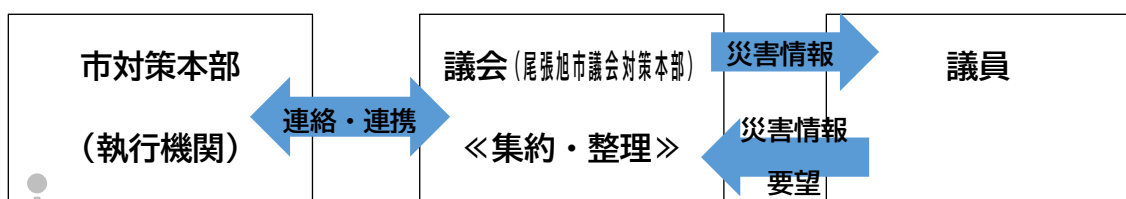
議員は、議会が議決機関としての機能を維持するための構成員としての役割を担う。

また、地域の一員として、被災した市民の救援や被害の復旧を果たす役割を担うとともに、地域の被災状況や要望の情報収集等に努める。

3 市との連携・協力

災害発生時において、実質的かつ主体的に対応するのは市対策本部（執行機関）である。議会は議決機関であるため、主体的な役割は担わない。よって、災害発生時においては、市対策本部（執行機関）が職務に専念できるよう、災害等の情報収集、要請等行動については、議員が個別に行うことなく、議会として集約し、状況や必要性により対応しなければならない。

一方で、議会として行政監視機能と議決機能を適切に実行するため正確な情報を収集し、確認することも必要であるため、議会と市対策本部（執行機関）はそれぞれの役割を踏まえて、情報の共有体制を整えるものとする。



[注意] 議員は市対策本部と直接やり取りしない。

(初動体制・応急対応に専念させるため)

- 尾張旭市議会対策本部長である議長は市対策本部を傍聴することができる。
- 議会事務局長は市対策本部に議会班として参画

第4 尾張旭市議会災害対策本部

1 設置

- (1) 議長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したとき又は、市対策本部が設置された場合、必要に応じて、尾張旭市議会対策本部（以下「議会本部」という。）を設置する。
- (2) 上記以外の場合においても、議長が必要と認めるときは、議会本部を設置することができる。
- (3) 議会本部は、尾張旭市庁舎内「尾張旭市議会事務局」に設置する。
ただし、市庁舎が使用できないときは議長が別に定める。

2 構成

- (1) 議会本部は、本部長（議長）、副本部長（副議長）をもって構成する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 参集基準及び範囲

- (1) 本部長及び副本部長は、議会BCPの対象となる災害等が発生したとき又は、市対策本部が設置された場合、必要に応じて参集する。
- (2) 本部長が必要と認める場合は、議員に対し、議会本部への参集を求めることができる。

4 任務

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 本部長は、情報収集に努めるとともに、市対策本部からの災害情報を各議員に提供すること。
- (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じ国・県等へ要望を行うこと。
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

5 情報共有及び協議・調整

議会本部は、情報共有及び、協議・調整を行うため、必要に応じて議会本部会議を開催することができる。

第5 災害等発生時の役割

1 議会の役割

- (1) 議会BCPの対象となる災害等が発生したときは、議会本部を設置し、市対策本部（執行機関）が災害等の対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- (2) 災害等支援、復旧・復興が迅速に進むよう、条例や予算等の審議を行う。

2 議長の役割

- (1) 議会本部の設置を決定する。
- (2) 議会本部の事務を本部長として総括する。
- (3) 議会の災害対応に関する事務を総括する。
- (4) 上記(1)から(3)までにおいて、議長が不在又は職務を行うことができない場合は、職務代理者が行う。

順位	職務代理者
1	副議長
2	議会運営委員会委員長
3	総務委員会委員長
4	福祉文教委員会委員長
5	都市環境委員会委員長
6	会派の代表者（多数会派順）

3 議員の役割

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡先を議会本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 議会本部より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じ議会本部へ報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。
- (6) 本部長から議会本部への参集の指示があった場合、議会本部へ参集すること。
- (7) その他、本部長の指示があった場合には指示に基づき行動すること。

4 事務局の役割

- (1) 非常時優先業務を行うこと。

非常時優先業務は次表のとおりとする。

NO	業務名	着手時期 (以内)
1	議員、傍聴者、来庁者の避難誘導、安全確保	1日
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 執務場所確保 ● 議会事務局事務室等の被害状況確認 ① 議会設備 ② 電気、水道等のライフライン ③ パソコン、電話等、通信機器 	1日
3	正副議長への災害状況情報提供	1日
4	議員の安否確認業務	1日
5	市対策本部との連絡体制の確保	1日
6	議会本部の設置・運営補助業務	1日
7	議員への災害状況の情報提供	1日
8	議員から提供される情報の整理業務	1日
9	本会議・委員会等の開催業務	1か月
10	その他議会運営に関する通常業務	1か月

(2) 議会事務局の災害対応に係る業務は、議会事務局長が総括する。議会事務局長が不在又は登庁できない場合は、議事課長が職務を代理する。

第6 行動基準（地震・風水害時編）

1 対応段階

対応段階	状態	議会・議員（正副議長除く）の行動基準
予測期	発災前	準備・確認 議会BCPを確認し、災害に備える。
初動期	発災から概ね3日間	議会本部設置 <ul style="list-style-type: none"> ● 議会本部に安否等の報告を行う。 ● 災害情報収集・報告を行う。 ● 本部長から参集指示があるまでは、「一市民」として、地域活動に従事する。
応急期	発災4日目から7日目	災害情報収集・把握・共有 本部長の指示に基づき参集し、議員活動を行う。参集時以外は、引き続き、地域活動に従事するとともに、災害情報を収集・報告する。
復旧期	発災8日目から1か月	議会機能の早期復旧 本会議・委員会を開催し、復旧に係る予算などの審議を行う。

2 各段階における行動基準

(1) 予測期

区分	行動内容
議員・議会 議会事務局	<input type="checkbox"/> 事前に議会BCPでそれぞれの行動基準を確認する。 <input type="checkbox"/> 安否確認方法の確認を行う。

(2) 初動期

【ア 開庁時（本会議・委員会開会中）】

区分	行動内容
議員	<input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 指示があるまで会派室で待機する。

議会	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 議長・委員長は、会議参加者全員の安否を確認する。 <input type="checkbox"/> 直ちに本会議・委員会を休憩若しくは散会する。 <input type="checkbox"/> 議長・委員長は、議会事務局職員に傍聴者の避難誘導と安全確保を指示する。 <input type="checkbox"/> 議長は、災害情報を収集し、議会本部の設置を検討する。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 被災状況確認 <input type="checkbox"/> 傍聴者、議員を安全な場所へ避難誘導を行う。 <input type="checkbox"/> 非常時優先業務（議員の安否確認等）を行う。 <input type="checkbox"/> 議会事務局長は、市対策本部の状況を正副議長に伝える。 <input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備を行う。

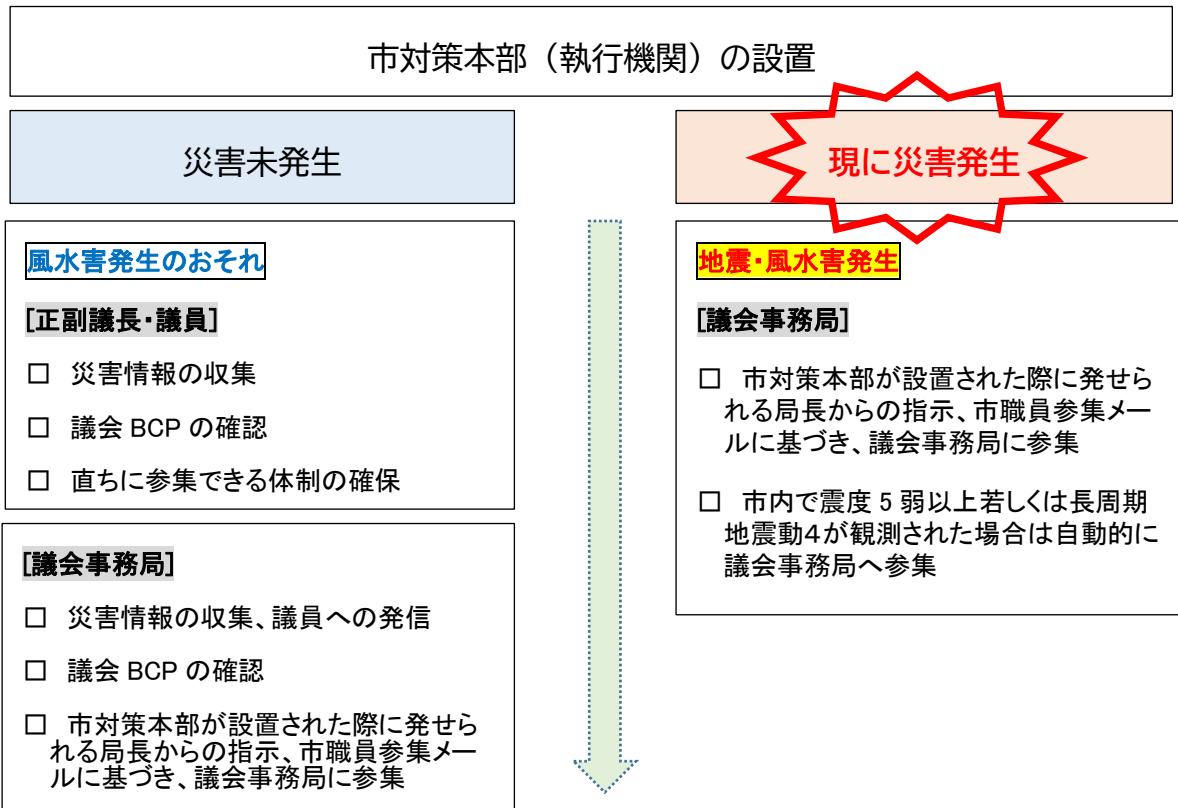
【イ 開庁時（ア以外の場合）】

区分	行動内容
議員	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 【登庁時】 <input type="checkbox"/> 指示があるまで会派室で待機するとともに、議会本部に安否等の報告を行う。 【登庁していない時】 <input type="checkbox"/> 議会本部に安否等の報告を行い、本部長から参集指示があるまで連絡のとれる態勢を確保し、地域での支援活動、災害情報の収集・議会本部への報告にあたる。
議会	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 議会BCP発動次第、正副議長は正副議長室へ自動参集する。 <input type="checkbox"/> 議長は、災害情報を収集し、議会本部の設置及び議員の参集を検討する（参集時は議員派遣手続）。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 被災状況確認 <input type="checkbox"/> 議会来庁者、議員を安全な場所へ避難誘導を行う。 <input type="checkbox"/> 非常時優先業務（議員の安否確認等）を行う。 <input type="checkbox"/> 議会事務局長は、市対策本部の状況を正副議長に伝える。 <input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備

【ウ 閉庁日（時間外・土日祝日）】

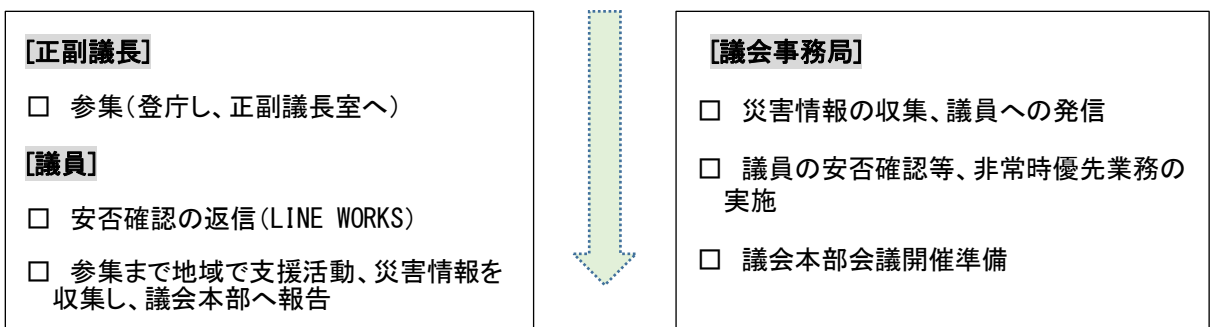
区分	行動内容
議員	<p>[市内にいる場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 家族の安否を確認する。 <input type="checkbox"/> 議会本部へ安否等の報告を行う。 <input type="checkbox"/> 本部長から参集指示があるまで、連絡のとれる態勢を確保し、地域での支援活動、災害情報の収集・議会本部への報告にあたる。 <p>[市内不在時]</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 家族の安否を確認する。 <input type="checkbox"/> 議会本部へ安否等の報告を行う。 <input type="checkbox"/> 市内への帰路を確保し、速やかに帰宅する。 <input type="checkbox"/> 本部長から参集指示があるまで、連絡のとれる態勢を確保する。 <input type="checkbox"/> 帰宅後、議会本部から参集指示があるまで、地域での支援活動、災害情報の収集・議会本部への報告にあたる。
議会	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 議会BCP発動次第、正副議長は正副議長室へ自動参集する。 <input type="checkbox"/> 議長は、災害情報を収集し、議会本部の設置及び議員の参集を検討する（参集時は議員派遣手続）。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自身の安全を確保し、近くに被災者があれば救助を行う。 <input type="checkbox"/> 家族の安否を確認する。 <input type="checkbox"/> 正副議長、議会事務局職員の安否確認を行う。 <input type="checkbox"/> 市対策本部が設置された際に発せられる議会事務局長からの指示、市職員参集メールに基づき、議会事務局に参集し、被害状況を確認する。 <input type="checkbox"/> 非常時優先業務（議員の安否確認等）を行う。 <input type="checkbox"/> 議会事務局長は、市対策本部の情報を正副議長に伝える。 <input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備

【閉庁日（時間外・土日祝日）における業務継続体制の流れ】

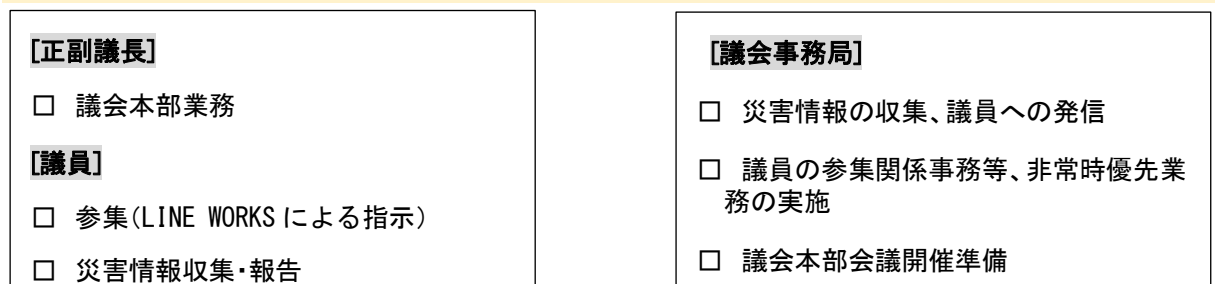


議会事務局長から市対策本部の設置を正副議長に報告
議会 BCP 発動次第、正副議長に参集を依頼

必要に応じ、議長の指示により議会本部を設置



正副議長登庁後、議員の安否確認を集約、必要に応じて議長が議員の参集を指示



(3) 応急期

区分	行動内容
議員	<input type="checkbox"/> 本部長から参集指示がある時は、市役所に登庁し、議会活動を行う。 <input type="checkbox"/> 本部長から参集指示がない時は、連絡のとれる態勢を確保し、地域での支援活動、災害情報の収集にあたる。 <input type="checkbox"/> 地域の被災状況等の情報を議会本部へ報告する。
議会	<input type="checkbox"/> 市対策本部と各議員から集約した情報を時系列にまとめ、全議員で情報共有し、必要に応じて市対策本部へ報告する。 <input type="checkbox"/> 議会本部で災害対応に係る議会としての方針・対応を検討する。（本会議、委員会、会派活動、議会行事など）
議会事務局	<input type="checkbox"/> 非常時優先業務を実施する。 <input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備 <input type="checkbox"/> 議会事務局長は、市対策本部の情報を正副議長に伝える。 <input type="checkbox"/> 全議員への情報発信及び議員からの災害情報を整理する。

(4) 復旧期

区分	行動内容
議員	<input type="checkbox"/> 本部長から参集指示がある時は、市役所に登庁し、議会活動を行う。 <input type="checkbox"/> 本部長から参集指示がない時は、連絡のとれる態勢を確保し、地域での支援活動、災害情報の収集にあたる。 <input type="checkbox"/> 地域の被災状況等の情報を議会本部へ報告する。
議会	<input type="checkbox"/> 市対策本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じて被災や復旧の状況及び今後の災害対応について説明を求める。 <input type="checkbox"/> 市対策本部と各議員から集約した情報を時系列にまとめ、全議員で情報共有し、必要に応じて市対策本部へ報告する。 <input type="checkbox"/> 迅速な復旧及び復興に向け、必要に応じて国、県、その他関係機関に対して要望活動を行う。 <input type="checkbox"/> 議会本部で災害対応に係る議会としての方針・対応を協議する。（本会議、委員会、会派活動、議会行事など）
議会事務局	<input type="checkbox"/> 非常時優先業務を実施する。 <input type="checkbox"/> 議会本部会議開催の準備 <input type="checkbox"/> 議会事務局長は、市対策本部の情報を正副議長に伝える。 <input type="checkbox"/> 全議員への情報発信及び議員からの災害情報を整理する。

3 安否確認方法

優先順位	方法
1	LINE WORKS による返信
2	市議会グループウェアによりメールを送信 アドレス: syomu@owariasahi-gikai.jp
3	電話による連絡 議会事務局: 0561-76-8186(直通)
4	災害用伝言ダイヤル(171) による。
5	市役所へ登庁し、 議員安否・所在確認表(様式1) を紙面で提出

4 参集・活動時に係る留意事項

(1) 連絡方法

参集に係る連絡は、LINE WORKS による。

(2) 服装

防災活動に支障のない安全な服装（防災服等）

※ 防災服着用の際は、桃色の「市議会」の腕章を着用すること。



(3) 携行品（例） ※ 議員の食料、飲料水の市議会としての備蓄はありません。

<input type="checkbox"/> ヘルメット
<input type="checkbox"/> 手袋
<input type="checkbox"/> 懐中電灯
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ
<input type="checkbox"/> 筆記用具
<input type="checkbox"/> メモ帳
<input type="checkbox"/> 食料（個人用）
<input type="checkbox"/> 飲料水（個人用）
<input type="checkbox"/> 薬（個人用）

(自由記載欄)
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

(4) 交通手段

原則として、徒歩、自転車等による。

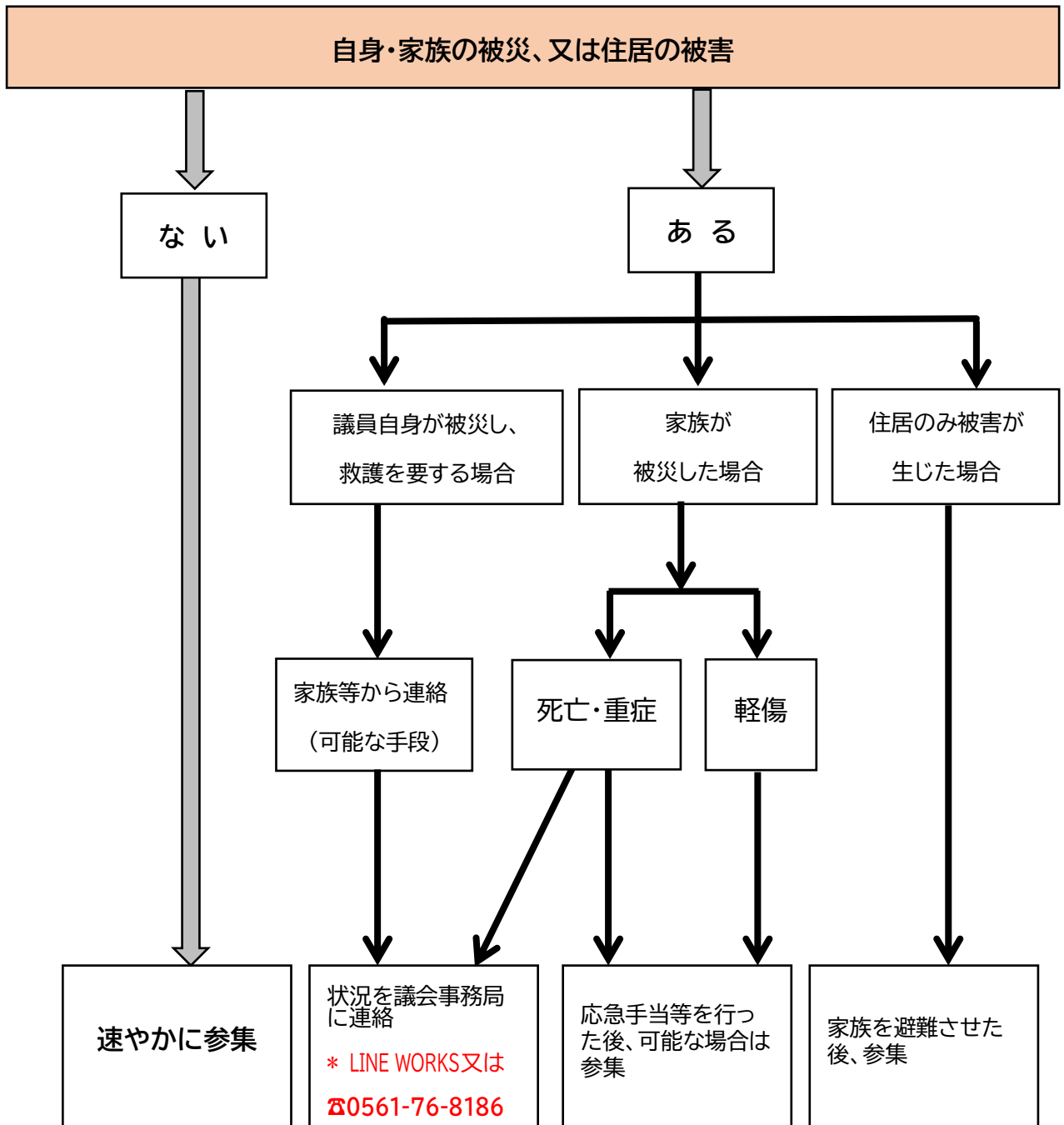
(5) 緊急措置

火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇した場合は、人命救助等適切な措置をとること。

【議員の参集フロー】



※ LINE WORKS による参集指示



※ 議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、伝達方法などを含めて、家族間で情報を共有しておくことが必要。

5 災害情報等の収集等

議員は、議会本部からの参集指示があるまでは、地域での救助活動等に協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集・把握を行うものとする。

災害情報の報告方法は、**情報収集連絡表（様式2）**を使用して、市議会グループウェアの議会事務局のアドレスへ送付若しくは、直接、議会事務局に提出する。

なお、安否確認及び参集指示以外に LINE WORKS は使用しないこととするため、LINE WORKS で災害情報を報告しないこと。

報告先 アドレス: syomu@owariasahi-gikai.jp

6 議会防災訓練

議会BCPを発動した場合に、議員及び議会事務局職員が的確かつ迅速に行動できるよう、議会防災訓練を年1回実施する。議会防災訓練実施後は、議会BCPの内容の検証・点検を行うものとする。

7 災害用携帯ハンドブックの作成

災害時の迅速な対応に備えるため、常時携帯できる「災害用携帯ハンドブック」を作成する。

第7 行動基準（感染症編）

1 発生段階

尾張旭市新型インフルエンザ等対策行動計画に準ずる。

状態	発生段階	
	県・市	国
新型インフルエンザ等が発生していない段階	未発生期	
海外で新型インフルエンザ等が発生した段階	海外発生期	
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、愛知県内では発生していない状態	県内 未発生期	国内 発生早期
愛知県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学的調査で追える状態	県内 発生期	国内発生早期 国内感染期
愛知県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態	県内 感染期	国内 感染期
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	

2 段階に応じた行動基準

県内未発生期

- 議員（委員会、会派を含む）の県外出張を規制する。
やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。帰省後は、外部との接触を控え、体調の変化に十分注意する。
- 県外からの視察等の受入れを規制する。
- 議員及び議会事務局職員は、感染症対策を徹底する。

県内発生期

- 議会本部の設置を検討し、設置後は対応方針を協議・決定する。
- 議員（委員会、会派含む）の出張を規制する。

やむを得ない事情により、感染地域に滞在する場合は、事前に議会事務局に報告するとともに、現地での行動を記録する。帰省後は、外部との接触を控え、体調の変化に十分注意する。

- 不特定多数の人が接触する行事について、開催及び参加を規制する。
- 市外からの視察等の受入れを規制する。
- 傍聴希望者に対して、傍聴の自粛を要請する。
- 議員及び議会事務局職員は、感染症対策を徹底する。

県内感染期

- 議会本部は、市対策本部等と協力、連携し、情報の共有を図る。
- 議員（委員会、会派含む）の出張を規制する。
- 不特定多数の人が接触する行事について、開催及び参加を規制する。
- 市外からの視察等の受入れを規制する。
- 傍聴希望者に対して、傍聴の自粛を要請する。
- 議員及び議会事務局職員は、感染症対策を徹底する。

小康期

- 国・県・市の動向等を見極め、議会本部を解散する。
- 議員（委員会、会派含む）の出張の規制緩和・解除する。
- 不特定多数の人が接触する行事について、開催及び参加の規制緩和・解除する。
- 市外からの視察等の受入れの規制緩和・解除する。
- 傍聴希望者の制限を緩和・解除する。
- 議員及び議会事務局職員は、感染症対策の徹底を緩和・解除する。

3 議員が感染した場合

- ① 速やかに議会事務局へ連絡する。
- ② 感染が確認されたら医療機関の指示に従う。

4 感染に係る情報公開

議員が新型インフルエンザ等に感染した場合、プライバシーへの十分な配慮を行った上で、必要に応じて下記の項目について情報公開する。

なお、情報公開する項目については、市の公表項目を参考に変更することができる。

- ① 性別・年代
- ② 保健当局から感染の認定を受けた日付
- ③ 状態（重症・軽症の別、自宅待機等）

第8 その他

1 議員連絡網の整備

議会BCP発動時の不測事態に備え、議員連絡網を整備する。

議員連絡網の連絡先に変更が生じたときは、速やかに議会事務局に申し出ること。

第9 議会BCPの見直し・更新

1 議会BCPの見直し・更新

議会BCPを変更すべき事由が生じた場合は、見直し・更新を行うことができる。

2 議会BCPの実施主体

議会BCPの検証・点検並びに見直し・更新の実施主体は議会運営委員会とする。

第10 各種様式

様式1（地震・風水害） 議員安否・所在確認表

様式2 情報収集連絡表

《参考》安否確認に係る報告事項

様式 1(地震・風水害)

議員安否・所在確認表

確認日時	月日	月	日()	議員氏名	
	時間	午前・午後	時 分		
確認者名				議員住所	

安否情報	議員本人	被災	有	重体 重症 軽傷 その他()	
			無		
	家族	被災	有	配偶者 子ども 親 その他()	
			無	↓ 重体 重症 軽傷 その他()	
所在地	市内	自宅 自宅外()			
	市外	場所 ()			
居宅の状況	被害	有	全壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水 その他()		
		無			
参集の可否	可 ・ 否		参集可能な時期		
連絡先	※議員と連絡が取れない場合は、家族の連絡先を記入				
地域の被災状況					
その他					

様式 2

情報収集連絡表

報告日時	月日	月	日()	受信日時 (事務局)	月日	月	日()
	時間	午前・午後	時		分	時間	午前・午後
議員名				受信者			
連絡先				受信番号			

被災の概況	発生	学区		発生	月日	月	日()		
	場所	住所		日時	時間	午前・午後	時	分	
被災の概況									
被害の状況	死傷者	死者	人	行方不明	人	計	人		
		負傷者	重体	人	重症	人	一部損壊	戸	その他
	住宅	全壊	戸	半壊	戸	一部損壊	戸	その他	戸
		床上浸水	戸	床下浸水	戸	計	戸		
応急対策の状況									
避難状況									
その他	※避難者等からの要望事項等を記入								

《参考》 安否確認に係る報告事項

1 LINE WORKS のアンケートを使用した場合

<p>・自分の安否状況</p> <p><input type="radio"/> 無事</p> <p><input type="radio"/> 軽症</p> <p><input type="radio"/> 重症(骨折等で動けない状態)</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細</p> <p>・家族の安否状況</p> <p><input type="radio"/> 全員無事</p> <p><input type="radio"/> 重症者がいる</p> <p><input type="radio"/> 分からない</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細</p> <p>・居宅の被害状況</p> <p><input type="radio"/> 無事、もしくは軽微な損傷</p> <p><input type="radio"/> 半壊、もしくは全壊で住めない</p> <p><input type="radio"/> 分からない</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細</p>	<p>・現在の所在</p> <p>自宅以外ならその他欄に詳細を記入</p> <p><input type="radio"/> 自宅</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細</p> <p>・今後の所在</p> <p>自宅以外ならその他欄に詳細を記入</p> <p><input type="radio"/> 自宅</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細</p> <p>・参集の可否</p> <p>今後、参集指示があり、市役所に登庁する場合</p> <p>※参集指示は別途指示があります</p> <p><input type="radio"/> 30分以内に登庁可能</p> <p><input type="radio"/> 30分～1時間で登庁可能</p> <p><input type="radio"/> 1時間～3時間で登庁可能</p> <p><input type="radio"/> 登庁可能だが、登庁に3時間以上かかる</p> <p><input type="radio"/> 登庁不可</p> <p><input type="radio"/> その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細</p> <p>・連絡先(電話番号)</p> <p>・その他連絡事項等</p>
---	--

2 市議会グループウェア、電話、災害伝言ダイヤルにより報告する場合

- (1) 市議会グループウェアで報告する場合、様式は任意とする。
- (2) 以下の5項目について簡単に簡潔に報告すること。

1	議員とその家族の安否
2	議員の所在地
3	議員の居宅の被害状況
4	議員の参集可否と参集可能時期
5	議員の連絡先

×毛欄

メモ欄

尾張旭市議会 BCP
(業務継続計画)

令和6年 月 発行
尾張旭市議会

〒488-8666

愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地1

電話 0561-53-2111(代表)
0561-76-8186(直通)

内線 652・653

FAX 0561-52-2222

メール syomu@owariasahi-gikai.jp